

令和7年度 入学時に受けられる制度一覧

※2・3・5の申請を希望する方は、まず令和6年度の課税証明書（課税標準額と調整控除の表記されたもの）を取得して確認の上、4月4日（制服渡し日）以降、申請書類を事務室の窓口にご用意しますので取りに来てください。4については、本日事務室まで書類を取りにきてください。

制度名	申請期限	対象者	認定要件・概要	ページ
1-1.高等学校等 就学支援金	オンライン申請 4/4(金)	全員	令和6年度市町村民税所得割 世帯合計304,200円未満の世帯 認定されると、授業料（年額118,800円）に支援金があてられ 実質授業料が無料になる。3年間で4回申請を行う。次回は7月。 2回目以降申請スケジュール 2回目：R7.7月 令和7年度課税所得額・認定期間 R7.7月～R8.6月 3回目：R8.7月 令和8年度課税所得額・認定期間 R8.7月～R9.6月 4回目：R9.7月 令和9年度課税所得額・認定期間 R9.7月～R10.3月	別添資料参照
1-2.高校生等 臨時支援金		e-shien@mext.go.jpでメールが来 ますので受信設定をお願いしま 所得制限等により就学支援金 対象外となる世帯向け		
2.タブレット端末貸与	4/15（火） （第1回ㄨ切） 以降随時受付	1.生活保護受給者 2.道府県民税所得割及び市町村 民税所得割が非課税の世帯 （参考：5P課税証明書）	認定されると基本卒業まで貸与となるが、毎年3月に現況確認 を行い（（非）課税証明書を提出）、認定要件が外れると3月末で 貸与終了となる。	1.2.5P
3.タブレット端末購入補助	6/2（月）	令和6年度市町村民税所得割 51,300円未満の方が対象 （参考：5P課税証明書）	3/24（月）以降に購入したタブレットに対し、端末購入額の1/2 （上限27,500円）を補助する制度。 ※携帯ショップで通信料と合算の分割による購入の場合は、 補助対象外となりますのでご注意ください。	1.2.5P
4.入学科・空調設備使用料 免除制度	4/30（水）	生活保護受給者及び災害・傷病・失業 ・生業不振等の理由により生活が困難な	生活保護世帯以外は家族構成により、所得要件が違います。 世帯所得で判定するので、社会人の兄弟姉妹の所得・年金受給 額・児童手当・児童扶養手当等も含んだ額で判定。	6P
5.奨学給付金（早期）	4/15（火）	1.生活保護受給者 2.道府県民税所得割及び市町村 民税所得割が非課税の世帯 （参考：5P課税証明書）	令和7年4月1日現在生活保護受給世帯及び非課税世帯 授業料以外の教育費負担軽減の為の制度。給付金は返還不要 1年生に限り、年額の1/4を前倒して受給できる。 （令和6年度課税証明書で判定。）6月下旬に通常奨学給付金の 申請があり、認定されると残り3/4が給付される。	3～5P

※2・5については家計急変事由による制度もあります。お問合せください。（お問合せ 事務室 0297-83-6427）

高等学校等 就学支援金制度

新入生用



就学支援金は、高等学校等の授業料の支払いを国が支援する制度です。
受給資格のある方は、申請により授業料の支払いが不要になります。

●受給資格

- ① 生徒が県立の高等学校（中等教育学校高等部を含む）に在学していること。
- ② 生徒が日本国内に住所を有していること。
- ③ 保護者等の所得を以下の算定式で計算した場合に 30 万 4,200 円未満であること。

【算定式】（市町村民税の）課税標準額 × 6% − （市町村民税の）調整控除の額

【参考】4 人家族（親 2 ・ 子 2）で親の片方が就労の場合→年収目安 910 万円未満が対象

※既に高校等（就業年数が 3 年未満のものを除く）を卒業又は修了している方、高校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制・通信制の場合は別途算定）を超えた方は受給対象になりません。

●支給（補助）額

年額 118,800 円（全日制の場合）

※就学支援金は国から学校に支給されるため、
生徒や保護者の授業料負担が実質 0 円になります。
（生徒や保護者に直接支払うものではありません）

●申請方法

パソコンやスマートフォンから
原則オンライン上で申請



※学校から配布されるログイン ID 通知書に記載された ID とパスワードを入力して申請してください。

●就学支援金を受給するための主な申請時期

（1）4 月（入学時）【4 月～6 月分の申請 R6 年度課税額で審査】

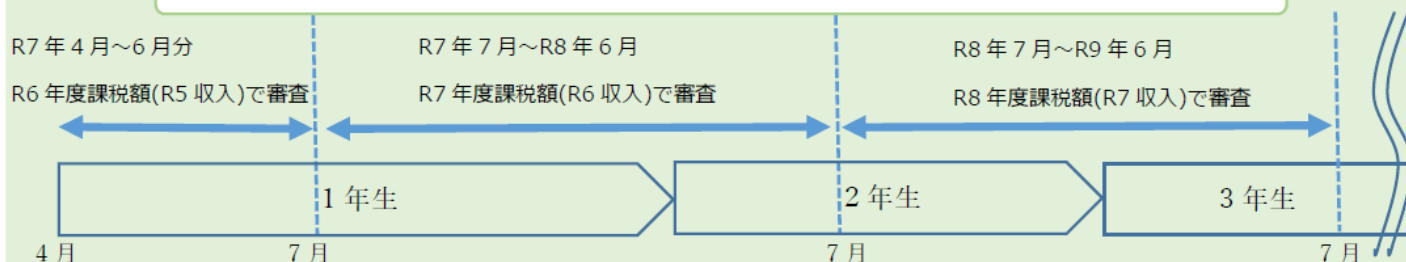
申請意向有無登録・受給資格の認定申請（申請しない場合も申請意向無しの登録が必要）

（2）7 月（学校から案内が届いてから実施）【7 月～翌年 6 月分の申請 R7 年度課税額で審査】

（1）で認定となった場合→継続意向登録・収入状況の届出
又は

（1）で不認定となった場合→申請意向有無登録・受給資格の認定申請

※保護者の状況に変更が生じた場合は、認定状況に関わらず学校までご連絡ください。



【申請後の流れ】

申請内容を精査し、結果を申請者に通知します（結果通知まで 2～3 か月程度要します）。

- ・結果が「認定」の場合：対象期間の授業料の支払いが不要になります。
- ・結果が「不認定」の場合：対象期間の授業料の支払いが必要になります。

＜収入状況の提出について＞

申請においては、原則保護者等全員（収入がない者も含む）分の収入状況に関する情報を提出する必要があります。

【収入状況の提出方法】

○個人番号（マイナンバー）カードを使用して自己情報を提出

個人番号（マイナンバー）カードを使用して、自身でマイナポータルから課税情報等を取得し、提出（登録）する。

○マイナンバーを入力する

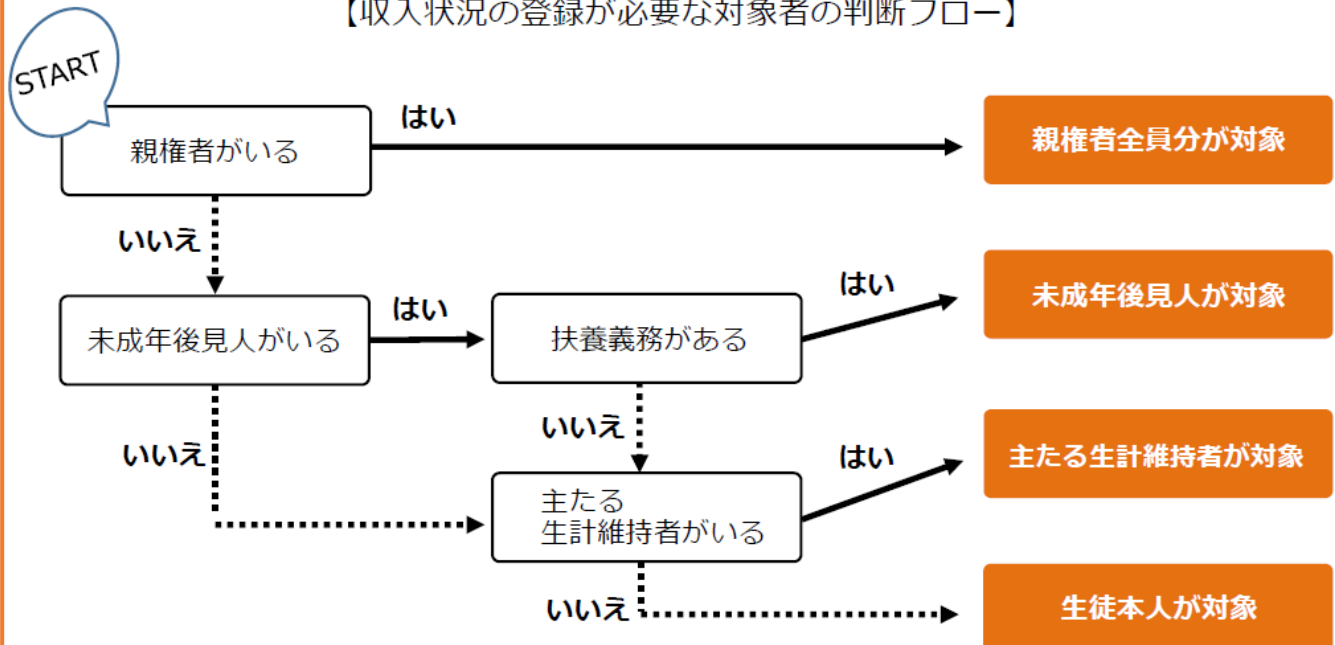
申請画面上にマイナンバーを入力（登録）する。

○システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、個人番号カードの写し等を提出する。

※申請の前までに、（所得がない場合も）令和5年分及び令和6年分の申告をする必要があります。
 ※申請後に課税所得額の変更（税額の更正決定など）があった場合は、速やかに学校に相談ください。

【収入状況の登録が必要な対象者の判断フロー】



※特段の事情があり、収入状況の登録が困難な場合は、事前に学校へご相談ください。
 （例）DV等の理由で接触できない場合、海外在住のため住民税が課されていない場合 など

●その他の注意事項等

①虚偽記載のある申請

虚偽記載のある申請より就学支援金を受給した場合、刑罰に処されることがあります。

②家計急変支援制度

収入状況が受給資格を満たせず就学支援金が受けられなくなった方であっても、その後、自己の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができなくなった際は、就学支援金を受給できる場合があります。学校にご相談ください。

（例）保護者等の負傷や疾病等による療養のため勤務ができない場合
 自己の責めに帰することができない理由で離職した場合 など



学習用端末貸与・令和7年度新入生の学習用端末購入費一部補助についてお知らせします。

経済的に困難を抱える(所得が一定の基準に該当する)世帯の方に対し、以下支援を行います。

支援対象に該当するかの確認や申請方法の詳細は、<問合せ先>までご連絡ください。

<問合せ先>県立藤代紫水高等学校 TEL:0297-83-6427

支援①:学習用端末の貸与

対象	保護者等全員の住民税所得割※が非課税の世帯 (令和7年1月以降の収入が減少し、保護者等全員の「住民税所得割が非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)も対象となります。) ※「住民税均等割」は考慮不要です。
概要	原則卒業まで学習用端末を借受けることが可能です。 (モバイルルーター(通信契約及び通信料は利用者負担)の貸出も行っています。)

支援②:学習用端末購入費一部補助

対象	令和7年度新入生で保護者等全員の令和6年度住民税所得割が非課税ではないが、非課税に準ずる世帯 (非課税に準ずる基準は、保護者等全員の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算額が51,300円未満の世帯となります。)
概要	合格者説明会の日※1以降に購入した学習用端末本体※2金額の1/2(上限27,500円)を補助します。 ※1 県立附属中、中等教育学校からの進学者は、学習用端末の説明を受けた日。 ※2 本体と別に購入が必要な場合は、有線接続キーボードまで対象。
申請期間	令和7年4月1日～令和7年6月2日 (令和7年6月2日までに納品未了の場合も申請は受け付けます。必ず期間内に申請を行ってください。)
注意	領収日、端末本体の金額、販売事業者名が明記された 領収書等(レシート可)の原本 が必要です。

裏面「Q&A」もご確認ください。

Q&A

●支援の対象になるおおよその年収目安を確認したい。

世帯年収目安（4人世帯を想定）で以下の通りとなります。

【270万円未満】→学習用端末の貸与

【270万円以上350万円未満】→学習用端末購入費一部補助

※「目安」としてお示しするものです。実際に支援の対象となるかは、入学する県立高等学校等にご相談ください。

●住民税所得割は非課税の世帯は、学習用端末購入費一部補助の対象になるか。

学習用端末購入費一部補助の対象となりません。
無償の学習用端末の貸与の支援をご利用ください。

●いつ時点の所得の状況を確認するのか。

令和6年度（令和5年分）の課税所得等を確認します。

課税証明書を取得する場合は、市町村の窓口で、「課税標準額（総所得）」及び「調整控除額（市町村民税分）」が記載された令和6年度の課税証明書の発行を依頼してください。

●住民税所得割が非課税ではないが、経済的に余裕がない。学習用端末を借りることはできないか。

家計急変世帯として学習用端末の貸与の対象となる可能性があります。詳細は、入学する県立高等学校等にご相談ください。

●学習用端末購入費一部補助について電子申請で行いたい。

いばらき電子申請・届出サービス (<https://s-kantan.jp/pre-f-ibaraki-u/>) から、検索キーワード「端末購入費一部補助」で検索し、電子申請することもできます。

課税証明書(例)

該当市町村：取手市・土浦市・つくばみらい市
守谷市・常総市・つくば市

令和6年度(令和5年分)

住所	
氏名	
生年月日	

▼所得金額等 (円)	▼所得控除 (円)	▼配偶者
給与収入	社会保険料控除	
給与所得(所得金額調整後)	生命保険料控除	扶養親族(人)
	寡婦・1人親控除	特定扶養
	扶養控除	老人扶養
	基礎控除	16才未満
		その他扶養
	所得控除合計	
合計所得金額	▼課税標準額	▼本人該当区分
繰越損失額	総所得 (A)	ひとり親 該当
総所得金額		

▼税額控除等	▼所得割額・均等割
税額控除前所得割	減免前所得割
調整控除 (B)	所得割減免額
配当控除	減免後所得割
所得割額	減免前均等割
	均等割減免額
	減免後均等割

ここで非課税か確認！
この市民税・県民税が
"0"なら奨学給付金・タブレ
ット貸与該当です。

→就学支援金 該当確認！！

(A) × 6% - (B) < 304,200円

→タブレット補助 該当確認！！

(A) × 6% - (B) < 51,300円

▼森林環境税
免除前税額
免除税額
免除後税額

▼年税額

年税額
年税額(減免・免除前)
年税額(減免・免除後)

令和7年2月27日

茨城県〇〇市長 ○〇〇 ○〇

※ 該当しそうな方は、(非)課税証明書を取得し確認してください。事務
室に持参していただければ確認します。

免除制度のご案内

“入学科”“空調設備使用料”等の免除制度について

➡ どんな人が免除を受けられるの？

- ①生活保護法の規定による保護を受けている家庭。
- ②災害・疾病・失業・生業不振その他の理由(離婚等含む)により生活困難な家庭
- ③その他、教育委員会規則で定めるところにより免除する必要があると認められる家庭。(詳細は事務室にお問い合わせください。)

上記②、③についての免除には所得基準があります。(下記参照)世帯あたりの総所得が対象で、家族構成等により異なります、また入学年度ごとにも所得基準が異なりますので下記の基準額表を参考にしてください。

(所得基準額：2025年度)

	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
一般世帯		282万	344万	399万	480万	561万	630万
1人親世帯	262万	342万	402万	471万	556万	634万	706万

※ 入学年度によって基準額が違います。

・給与所得者は、給与所得額(所得控除後の額)とし、年金等公的給付は実際の受給額とします。同一世帯の総額として児童手当・児童扶養手当も含みます。事業所得者(農業所得者)は計算方法が異なります。

申請を希望する方は、説明会終了後、事務室へ来てください。申請書をお渡しします。

生活保護受給世帯以外は、一旦入学科を納入していただき、認定された場合返金します。

申請締切・・・4月末

申請書類のご案内6月初旬。提出〆切・・・6月下旬

審査結果通知7月初旬・入学金返納7月下旬。認定後毎年6月に現況確認を行い、1年ごと審査をします。

空調設備使用料の免除申請については、その後も随時受付ています。

・空調設備使用料 月額 250円(年額 3,000円)

令和5年度より、年払いで納入をお願いしています。1学年は7月10日、2・3学年は4月10日の引落となります。

振替が出来なかった場合は、現金で事務室へ納入することになります。

(令和7年度新入生向け)奨学のための給付金制度のご案内

～ 生活保護（生業扶助）世帯、又は

「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税世帯の方 ～

1. 奨学のための給付金とは

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

(1) 支給要件

○令和7年7月1日時点において、生徒の保護者等が茨城県に在住していること

○生徒の保護者等の市町村民税所得割額および道府県民税所得割額が非課税である世帯、または生活保護の生業扶助(高等学校等就学費)を受給している世帯であること

※茨城県外在住の場合は、在住している都道府県が奨学のための給付金の申請先になります。

詳細は、お住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

※過去に在学歴があり奨学のための給付金を受給したことがある場合、支給回数上限により対象外となる場合があります。支給回数上限については、在学する学校事務室へお問い合わせください。

※給付金の対象となる高校生等（母子生活支援施設に入所する高校生等を除く）が、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支弁対象である場合、奨学のための給付金は対象外となります。

(2) 支給予定額【年額（高校生等1人あたり）】

区 分		通信制以外	通信制
生活保護（うち、生業扶助の高等学校等就学費）受給世帯		32,300円	32,300円
道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税である世帯	専攻科以外	143,700円	50,500円
	専攻科	50,500円	

2. 給付金の通常給付について

7月中旬までに申請書類を提出いただき、8月中を目安に支給を予定しています。手続き等については、7月初旬までに案内予定です。

※1度の手続きで年間分の受給が可能です。ただし、早期給付のみが対象となる場合（令和6年度非課税等で令和7年度は課税がある場合など）は、受給のためには早期給付分の申請が必要です。

3. 給付金の一部早期給付について（希望者）

新入生については、特にご家庭の負担が大きい入学時の支援のため、令和7年4月1日（早期給付の基準日）に1（1）支給要件を満たす場合は、年額の1/4を前倒しして5月中を目安に受給できます。ただし、年額の残3/4を受給するためには、令和7年7月1日時点においても支給要件を満たしたうえで、再度申請が必要になります。

(1) 一部早期給付の申請方法

【支給を受けるには、申請の手続きが必要です。申請しなければ給付金は受けられません。】

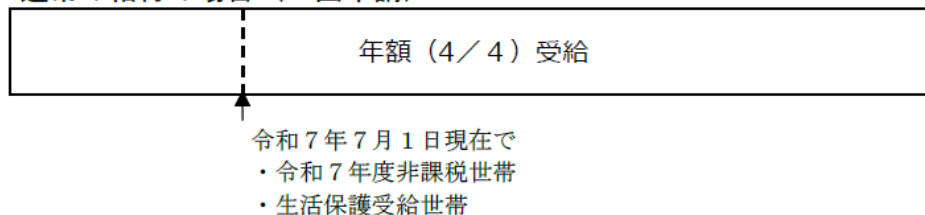
支給要件に該当する方は、学校事務室から申請書等を取得し、必要書類とともに期限までに学校へ提出してください。

(2) 一部早期給付の申請期限

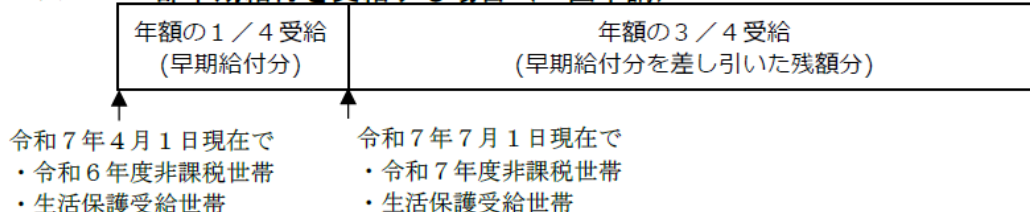
令和7年4月15日（火）

(参考)奨学のための給付金イメージ図

ケース 1 通常の給付の場合（1回申請）



ケース 2 一部早期給付を受給する場合（2回申請）



(ご注意)

- 一部早期給付を受給していても、令和7年7月1日時点で支給要件を満たさない場合、年額の残3／4を受給することはできません。
- 県が定める期限までに早期給付の申請が無かった場合、通常どおり令和7年7月1日の状況での申請によって給付金の支給の可否を判断することとなります。
(令和7年4月1日の状況で支給要件を満たしていても、県が定める期限までに早期給付の申請がなく、令和7年7月1日の状況で支給要件を満たさないときは、奨学のための給付金を受給することはできません。)

お問い合わせ先：茨城県立藤代紫水高等学校【0297-83-6427】

奨学のための給付金 Q&A

Q1 両親の片方が海外勤務のため課税証明書等が発行できません。対象になりますか？

A1 海外勤務のため“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”の課税証明を受けられない方がいる場合は、給付金の支給対象となりません。

Q2 生活保護を受給していますが、この給付金の支給を受けると収入と認定されてしまうのでしょうか？

A2 福祉事務所において就学のために必要と認められる額については、生活保護における生業扶助収入設定から除外されます。給付金の使い方については、担当のケースワーカー等と相談するようにしてください。

Q3 兄（2年生）弟（1年生）がそれぞれ違う国公立高等学校等に通っています。申請書は別々に記入して、各学校へ提出なのでしょうか？給付額はどれになりますか？

A3 お一人ずつ、それぞれの在籍学校へ申請書等を提出してください。なお、新入生向け給付金の一部早期給付を受ける場合、早期給付分として受け取れる金額は1年生分の年額の1／4（35,925円）になります。

（注）私立校の高校生等の場合、給付額が異なります。